

	補償内容	保険金の種類	保険金支払事例 ※三井住友海上の海外旅行傷害保険でお支払いした保険金です。
①ケガの補償	交通事故やスポーツ、観光中のケガなど、偶然な事故によるケガを補償します。 	●傷害死亡保険金	●道路を横断中車に轢かれ死亡。保険金支払5,519万円 ●搭乗していた航空機が墜落して死亡。保険金支払3,010万円
		●傷害後遺障害保険金	●自動車同乗中事故にあい、後遺障害が生じた。保険金支払2,600万円 ●ボート上で水上スキーを見学中、水上スキーのグリップで目を負傷。保険金支払1,090万円
②病気の補償	急にかぜをひいてしまったり、盲腸になった場合などの病気を補償します。 	●疾病死亡保険金	●細菌性肺炎にて死亡。保険金支払3,000万円 ●熱射病による死亡。保険金支払2,000万円
③ケガ・病気にかかわる治療、および親族が負担される費用等の補償	ケガや病気にかかわる治療や救援対象者の死亡・入院・遭難等が発生した場合にその救援対象者のご親族が現地に赴く費用等を補償します。 	●治療・救援者費用補償	●海外で、家で石油を扱っている際、爆発し火傷を負う。保険金支払1,504万円 ●うつ病で入院後日本へ移送。保険金支払495万円 ●肝臓瘍（アメーバ性）発病し治療費及び移送費を支払った。保険金支払206万円 ●急性盲腸炎のため入院。保険金支払192万円 ●アメリカで腹痛のため受診。保険金支払126万円
④賠償責任の補償	誤ってお店の商品を壊してしまったり、ホテルの客室を水浸しにするなどして、法律上の賠償責任を負った場合を補償します。	●賠償責任危険補償	●米国にて火災事故を発生させ、家主より賠償請求を受けた。保険金支払112万円 ●ホテルにて蛇口を締め忘れ、湯の蒸気で室内動産に損害が生じた。保険金支払90万円 ●ロンドンの友人宅にて家財を損傷したもの。保険金支払47万円
⑤携行品の補償	携行していた物が盗まれたり壊されたりした場合を補償します。 	●携行品損害補償	●大学駐車場で車の中に入れていたスポーツ用具等が盗まれた。保険金支払34万円 ●携行していたノート型パソコンを盗まれる。保険金支払30万円
⑥弁護士費用等の補償	偶然な事故により被害を被った場合、法律上の損害賠償請求を行ったり、弁護士に法律相談を行った場合の損害賠償請求費用や法律相談費用を補償します。	●弁護士費用等補償	●盗難被害に遭い、加害者との示談にあたっては弁護士を通じて交渉を行った。 ●歩行中に交通事故に遭い、加害者に賠償請求を行う際に弁護士と相談し損害賠償請求を行った。
⑦航空機のトラブル等に関する補償	●搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されず、目的地において衣類、生活必需品等を購入またはレンタルし、その費用を負担した場合、補償します。 ●出発予定時刻（着陸地変更の場合は着陸した時刻）から6時間以内に代替となる航空機を利用できない場合に被保険者が宿泊費等を負担した場合に補償します。	●航空機寄託手荷物遅延等費用 ●航空機遅延費用	●航空会社に預けた荷物が届かず、衣類などの購入費5万円を保険金支払い。 ●飛行機の欠航により宿泊費1.5万円を保険金支払い
⑧既往症の補償【選択制】	責任期間開始前に発病し治療を受けたことのある病気を原因として病気の症状の急激な悪化により治療を受け、「治療・救援費用補償特約」の支払対象となった場合に補償します。	●疾病に関する応急治療・救援費用補償	●心臓の動機が酷くなり、病院に受診。既往症の高血圧によるものと診断。保険金支払い10万円